



神奈川県教育委員会

KANAGAWA

人権学習のための参加体験型 学習プログラム集

第3集



令和3年3月

● 目次 ●

● 人権が尊重される地域コミュニティづくりのために	2
● 人権意識を支える4つのキーワード	4
● 参加体験型学習の学習方法	5
● 参加体験型学習の進め方	8
● この冊子の「学習プログラム」の利用について	11
● 人権学習プログラム等	
1 「児童虐待について考えよう」（子どもの人権）	12
2 「家庭生活での男女共同参画の実現を考えよう」（女性の人権／男女共同参画）	19
☆ アイスブレーキング1 「エールを送ろう！」	24
3 「『この日常は、異常？』～DVについて考える～」（女性の人権／DV）	25
4 「あなたならどう伝えますか」（障がい者の人権）	32
5 「あなたはどうする！？～それぞれの立場で考えてみよう～」（高齢者の人権）	38
☆ アイスブレーキング2 「エアキャッチボール」、3 「芝生に寝転んだら…」	43
6 「『それってあり？』～公平・公正な社会をめざして～」（同和問題）	44
7 「誰もがいきいきと暮らせる町をめざして」（外国籍県民の人権）	50
8 「貧困問題は自己責任？」（ホームレスの人権）	55
☆ アイスブレーキング4 「部屋を動いてみたら」	59
9 「ある日突然、大切な人がいなくなってしまったなら」 （北朝鮮当局によって拉致された被害者等の人権）	60
10 「性的マイノリティについて考えよう」（性的マイノリティの人権）	65
11 「『よかれと思って…』～正しく使って楽しもう、SNS～」 （インターネット・SNSにおける人権）	74
12 「すべての人々の人権が守られる避難所にするために」（災害発生時の人権）	80
☆ アイスブレーキング5 「あいうえおーん！」	85
● 人権尊重の視点で、研修会を見直そう	
● 不適切な発言への対応	88

人権が尊重される地域コミュニティづくりのために

本書「人権学習のための参加体験型学習プログラム集 第3集」は、生涯学習・社会教育の担当者や職場、学校、地域等の方が人権に関わる研修を行う際に活用していただくために作成しました。

「かながわ人権施策推進指針（改定版）」において分野別施策の方向として取り上げている11の人権課題等をテーマとし、公民館やPTA、ボランティア等に携わる様々な方を対象とした、「参加体験型学習」のプログラムを掲載しています。詳細な学習プログラムと併せて、使用するワークシートや資料を掲載し、活用しやすいようにしました。

ぜひ、このプログラム集を参考に、地域の実態や対象者に合わせて工夫しながら人権学習を行っていただき、人権が尊重される地域コミュニティづくりを進めていただければ幸いです。

●人権学習における参加体験型学習を進めるために●

1 人権学習における参加体験型学習とは ~気づきから築きへ~

参加体験型学習とは、一方的に伝達された知識を受容する学習方法とは異なり、アクティビティと呼ばれる学習活動（ゲーム的な活動や作業、対話など、手法はさまざま）を行うことで、参加者一人ひとりが主体的に活動しながら学習を深める方法です。人権問題について気づき、参加者同士でともに考えることで、問題解決に向けての意欲や行動力を高め、人権が尊重される社会を築くことをねらいとしています。

2 参加体験型学習の特色

- (1) 学習者中心
- (2) 身体とすべての感覚を用いる
- (3) 学び方を学ぶ
- (4) 頭でわかる人と行動が変わることをつなぐ
- (5) 自分と他者との関わりをとおして学ぶ

3 参加体験型学習の効果

- (1) 主体性を養い、対象と自分との関わりを意識するようになる
- (2) 現実の起きていることを題材として取り上げることで、興味・関心が高まり、開かれた心、聴く耳、観る目、豊かな表現、判断力が育てられる
- (3) 他者は、自分をうつす鏡となり、他者との関わりの中から学ぶことができる
- (4) 自ら主体的に活動することが求められるので、自分の手で作り上げていく能力が育まれる
- (5) これまでの行動の枠にとらわれず、新しい状況に挑戦できるようになり、新たなことを体験したり、新しい考え方を生み出したりすることにつながる

4 この冊子で使われている参加体験型学習用語の説明

(1) ワークショップ

元来「職場」「作業場」「工房」等を意味します。指導・被指導の関係で学ぶのではなく、他の参加者と意見交換や共同作業を行いながら「気づき」「学び合い」、最後に自らの「振り返り」をするという、参加体験型学習の形態を用いた研修会等のことをいいます。

(2) ワークシート

ワークショップ・参加体験型学習で学習内容に合わせて、運営者があらかじめ準備した質問項目や作業内容等が書かれた用紙のことをいいます。この用紙に学習内容を書き入れられるようにすることで、参加者が効率的に学習を進めることができます。

(3) ファシリテーター

参加体験型学習を進行する人のことをファシリテーターといいます。「ファシリテーター」には「促進する、活性化させる」という意味があり、参加体験型学習を文字どおり「促進する、活性化させる」役割があります。具体的には、話合いの素材になるものを用意して、話合いの整理をしたり、参加者一人ひとりが深く考えられるように話題の転換や質問などしたり、参加者とともに学習していく立場の人をいいます。

(4) アイスブレーキング

「心の氷」を溶かすという意味です。参加者の緊張をときほぐし、自由に話せる安心感を作り出す活動のことをいいます。

(5) アクティビティ

学習プログラムを構成する重要なもので、学習のねらいを達成するための主となる学習活動のことをいいます。

(6) 振り返り

参加者が参加体験型学習をとおして気づき、考えたことを確認する活動のことをいいます。他の参加者と発表し合うことで、学習が独りよがりのものでなく、より深い思考へつながります。

(7) 学習プログラム

学習全体としてのねらいを達成するため、アイスブレーキング、アクティビティ、振り返りなどを効果的に組み合わせて作り出す学習全体の流れのことをいいます。

人権意識を支える4つのキーワード

1 自尊感情（セルフエスティーム）

自尊感情とは、「いろいろ欠点もあるけれど、自分が好き。」という気持ちのことです。自分のことを大切に思うことが、他の人のことを大切にする気持ちにつながります。
※セルフエスティームは「自己肯定感」と訳されることもあります。

2 想像力・共感的理解力

想像力・共感的理解力とは、他の人の立場に立って、その人に必要なことやその人の考え方や気持ちなどがわかるような力です。想像力・共感的理解力が、相手に対する思いやりにつながります。

3 相手を理解するためのコミュニケーション能力

コミュニケーション能力とは、相手への思いやりの気持ちを忘れずに、自分の気持ちや意見をはっきりと相手に伝えるとともに、相手の気持ちや意見をきちんと受け止める力です。コミュニケーションには、話す聞くだけではなく、態度や身振り、顔の表情なども含まれます。また、コミュニケーションには、「ちゃんと聞いていますよ。なるほど、そう感じているのですね。」という受容的な姿勢も大切です。

4 非攻撃的自己主張（アサーティブネス）

非攻撃的自己主張とは、相手の気持ちを傷つけずに自分の思いを相手に伝える方法です。問題が起きたとき、相手を攻撃するような口調を使うと、攻撃された方は反発したり、黙ってしまったりします。それよりも、「そんなことを言われると私は悲しい。」など自分の内面の気持ちを素直に伝えてみましょう。相手にとってもその気持ちを受け入れやすくなり、問題解決に向けて話を進めやすくなります。

人権とは…

「生きていきたい」、「自由でいたい」、「幸福でいたい」という、すべての人々に共通する三つの願いを支えるものであり、「人々が生存と自由を確保し、それぞれの幸福を追求する権利」のことです。

人権の尊重とは…

自他の人権を正しく理解し、相互に尊重しあうこと。つまり「自分の大切さとともに他の人の大切さを認めること」です。

参加体験型学習の学習方法

1 学習プログラムの基本的な流れ

学習全体としてのねらいを達成するために、ファシリテーターは、アイスブレーキング、アクティビティ、振り返りなどを効果的に組み合わせ、テーマの内容を深めたり、広げたりしながら進行をしていきます。

- | | |
|-------|---|
| ① 導入 | アイスブレーキング
参加者の緊張をときほぐし、自由に話せる安心感をつくる活動 |
| ② 展開 | アクティビティ
学習のねらいを達成するための学習活動 |
| ③ まとめ | 参加者が学習をとおしての気づきや考えを確認する活動 |

アクティビティでは、学習のねらいや学習内容に応じて、次に紹介する「参加体験型学習の様々な学習方法」を組み合わせるなどして行います。

2 参加体験型学習の様々な学習方法

参加体験型学習の学習方法には様々なものがあります。学習のテーマやねらい、教材などに合わせて効果的な学習方法を選ぶことが大切です。

(1) アイスブレーキング

主に導入の段階で行い、声を出さないコミュニケーションによるグループづくりや、自己紹介ゲーム、コミュニケーションの活性化をねらう伝言ゲーム等があり、参加者同士がお互いを知り、和やかな雰囲気をつくり出すことをねらいとします。

また、後につづくアクティビティと関連づけると、学習に深みをもたせることができます。

(2) ロールプレイ

学習の内容に応じた場面を設定し、その中で参加者が話し手、聞き手、観察者等の役割を相互に分担し合い、演技をすることで、学習のねらいに迫る学習方法です。

現実の問題を演じてみるとことにより、自分の心を感情のままに自由に表現することができ、人間関係の改善などに迫ることができます。

(3) フィールドワーク

実際に自らが現地に赴き、見たり、聞いたり、触れたり、調べたりする学習方法です。地域の実情や歴史的経緯等にふれる調査で、見過ごしてしまっているようなテーマに着目して地域の課題を発見していくことができます。

(4) ブレーンストーミング

学習のテーマについて自由にアイディアや意見を出し合い、その過程をとおして学習テーマへの理解を深め、問題解決をめざす学習方法です。

ブレーンストーミングを行う際には、「他者の意見を正誤を判断せずに受け入れる」「常識にとらわれないアイディアを奨励する」「どんな意見でも多数出す」「他者のアイディアを活用したり、組み合わせたりする」ことを原則として進めます。

特定の目標の実現のために、アイディアを出し合ったり、様々な考え方を整理したりしながら、グループとしての行動方針を設定したりします。

(5) シミュレーション（疑似体験）

模擬体験・疑似体験のことです。

重要であると考えられる要素を現実から取り出して、一定の状況を模擬的に設定して、その中で体験的に行動、活動する学習方法です。障がいがある人の状況を体験するアイマスク・車椅子体験等が代表的ですが、仮想の国家間での貿易ゲームや、仮の権力関係を設定して多数者と少数者の関係について体験するなど、様々な疑似体験をとおして新しい発見と他者の立場に立った考え方へ迫ることができます。

(6) ランキング

様々なテーマについて10個前後の権利や具体的な項目等をカードに記入し、参加者が自分にとって重要と考える順序にダイヤモンド型等にランキング（順位づけ）していく学習方法です。その根拠等を整理し、その結果について参加者相互で意見交換・討議をすることでテーマに迫ることができます。

(7) カードを用いた分類法

参加者の意見をカードに書き、そのカード全部を見ながら分類や協議をします。

参加者のすべての意見を集約することができ、またカードの匿名性から、自由な発想や率直な意見を引き出すことができます。

(8) ワールドカフェ形式の意見交換

グループに分かれて、テーマについて話し合います。話合いで出てきたキーワードやアイディア、疑問などを模造紙等に適宜書き込んでいきます。

グループの中の1人が案内役として残り、他のメンバーは別のグループに移動します。案内役から前回の話合いの内容を聞き、新しいメンバーで話合いを行います。これを何回か繰り返します。最後の回は、もとのグループに戻ってきて、どのように話合いが進展したかを案内役から聞いたり、他のグループで話し合った内容を伝えあったりして、さらに話合いを深めます。カフェで談議しているようなリラックスした雰囲気が、活発な話合いを促します。

グループの人数は4人程度が話す機会と聞く機会のバランスがよく、話合いがより深まります。

(9) ゲームの活用

導入の段階で、アイスブレーキングにゲームを用いることはよくあります。学習活動そのものとして各種のゲームを用いることも参加体験型学習を進めるために有意義です。例えば、伝言ゲームには様々なバリエーションがありますが、参加者間のコミュニケーションを活性化するとともに、情報の伝達のあり方を考える手法として有効です。

(10) エピソード

学習の内容や参加者の置かれている状況に応じたエピソードを選び、課題や対応策を考える学習方法です。客観的な立場で、感情のままに自由に表現することができるだけでなく、当事者になりきって考えたり感じたりすることで、共感的な理解を図ることも期待できます。

(11) フォトランゲージ

写真に映し出されている人物や風景に関する情報を学習者が読み解く過程で、様々な気づきや発見をすることをねらいとした学習方法です。グループで意見交換をしながら写真の背景情報を読み解いていく方法のほかに、写真に見出しを付けたり、写真のイメージをもとに短い物語を創作したりするなど、様々な展開の方法があります。

(12) ビデオフォーラム

「視聴覚教材（DVD等）の視聴」と「話合い」を組み合わせた学習方法です。生活背景の違う参加者に共通の話題を提供することで、一人ひとりのもつ生活課題・問題の絞り込みができ、深みのある話合いができます。参加者の心情を揺さぶり、学習への動機づけや学習の展開を方向づけることができます。

また、テーマや教材に合わせてどのタイミングでどの部分を視聴するか等、効果的な学習の流れを考えましょう。

※展開例については、（P.10 「視聴覚教材を活用した学習の展開例」）を参照

3 人権学習における参加体験型学習を行う際の留意点

参加体験型学習では、その留意点を理解した上で、目的や対象者に合わせて学習を進めることができます。参加体験型学習を設定する際の留意点としては、下記のようなものがあります。

- 学習の目的を明確にし、活動のみに終始しないように、また、体験による発見が独りよがりの理解にならないよう、話合いの時間を設定しましょう。
- ファシリテーターは、ねらいを達成するために、事前に「予想される参加者の回答や質問」を想定し、臨機応変に対応できるよう準備しましょう。
- 学習内容がその場限りにならないよう、学んだことを振り返り、実際の生活に活かすことを考える時間を設定しましょう。

参加体験型学習の進め方

～研修会の企画から振り返りまで～

実際に参加体験型学習を行う場合、次のことに留意しながら企画を進めるとよいでしょう。

1 学習のねらいの設定

実施する研修会において、地域の実態や参加者のニーズ等に合わせ、どのような知識や態度・技能をみに付け、理解を深めていくのか明確にします。

2 参加の対象や人数の確認

効果を高めるために参加の対象を確認し、職種や年齢層、参加体験型学習の経験の有無等を考慮しましょう。「保護者向け」なのか「行政職員向け」なのかで、実施する内容は変わってきます。

また、参加者の人数によりペアやグループをどのように編成するかも変わってきます。参加者が多い場合は、ファシリテーター以外にも学習プログラムの運営を支援してくれる人を配置するとよいでしょう。

3 学習プログラムの検討

学習のねらいと参加の対象などに合わせ、「アイスブレーキング」、「アクティビティ」、「振り返り」の内容を考えます。

参加者同士が交流をし、十分な意見交換ができるような時間配分や、学習を深めるような振り返りの内容を考えることも大切です。学習の最初に参加者とねらいを共有してから学習プログラムを進めるようにすると、ねらいについての理解を一層深めることができます。

また、研修会の内容に関する当事者や関係者がいるかもしれないことをふまえ、意見交換や振り返りなどで不快な思いをしないよう、各グループの活動の様子をこまめに見るなど、十分な配慮を心がけましょう。

プログラムが決まったら、はじめからとおして行ってみることも大切です。実際にやってみることで、アイスブレーキングとアクティビティのつながりに気づいたり、説明を工夫したりできるようになります。その際は担当だけでなく複数で行い、多くの視点から検討するようにしましょう。

4 会場や必要なものの準備

学習プログラムに合わせて会場の配置を工夫しましょう。動きのあるプログラムの場合は十分な広さを確保できるようにしましょう。学習に必要なものは人数やグループの数より多めに準備しておきましょう。

参加体験型学習を実施する流れの例

1 学習のねらいの設定



2 参加の対象や人数の確認



3 学習プログラムの検討



4 会場や必要なものの準備



5 実施



6 運営者の振り返り

5 実施

学習の流れ	留意点
1 導入	<p>① ねらいの共有 ねらいについての理解を深めるため、参加者とねらいを共有しましょう。</p> <p>② 参加体験型学習の約束の確認 一人ひとりが安心して学習できるように、次の内容を確認してから学習を進めましょう。</p> <p>参加体験型学習の約束</p> <p>ア 自分と違う意見であっても、お互いの意見を尊重して意見交換を行いましょう。</p> <p>イ 参加者の皆さんのが安心して話せるように、学習の場で話された個人的な経験や考えはこの場限りとして、他の場では話さないよう心の中にしまっておいてください。</p> <p>ウ 様々な事情で「参加したくない」「意見を出したくない」という人がいた場合には、その気持ちを尊重してください。</p>
2 展開	<p>① 過程を大切に 考え方を1つにまとめることが目的ではありません。結論を出すことよりも、話し合った過程を大切にするよう心がけましょう。様々な考え方があることを参加者同士が理解し合えることが大切です。</p> <p>② 誤った考え方に対しては正しい情報を 偏見や差別を助長する発言が肯定的になりそうなときは、正しい情報を提供して、人権課題の解決に結びつくように理解を深めることができます。 (P.88「不適切な発言への対応」参照)</p> <p>③ 日常の生活の中に生かす 日常の生活で、この学習で学んだことを生かすことが大切です。参加者が理解したことを広め実践していくことで、豊かな社会が実現できるのだということを確認しましょう。</p>
3 まとめ	<p>① 参加者の様子から 参加者の発言やグループの発表の内容をふまえて、学習をまとめよう しましょう。それにより参加者はテーマやねらいを身近に、そして実感を伴って感じることができます。</p> <p>② まとめの工夫 ファシリテーターが話すだけがまとめではありません。当事者の気持ちが綴られた手記等を朗読するなど効果的な方法を検討しましょう。</p>

6 運営者の振り返り

参加者の様子や発言、アンケート等を参考にし、運営者としての振り返りを行いましょう。当初のねらいに迫ることができたか、不適切な内容はなかったかなどを考察し、次回の学習プログラムづくりに生かしましょう。

視聴覚教材を活用した学習の展開例

「視聴」、「課題の焦点化」、「協議」、それぞれの順番によって様々な展開が考えられます。研修会のテーマやねらい、教材に最も適する展開を検討しましょう。

1 視聴覚教材を研修会・講座等のはじめに活用する方法



* 視聴覚教材で提起された課題を焦点化することによって、ねらいを明確化することができます。

2 視聴覚教材を研修会・講座等の中ごろに活用する方法



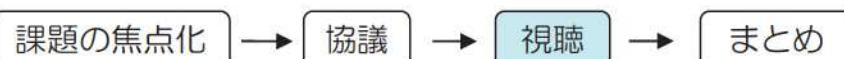
* 視聴後、課題（感想）が多く出されるので、最初に課題を焦点化することにより、ファシリテーターの意図する方向へ進めやすくなります。

3 視聴覚教材を研修会・講座等の途中で適宜活用する方法



* 視聴覚教材の前半で課題をつかみ、話し合います。視聴覚教材の後半で個々の考えを整理、確認し、協議によってさらに深化することができます。

4 視聴覚教材を研修会・講座等のおわりに活用する方法



* 講話などによる課題の焦点化、協議に重点を置きます。視聴覚教材により個々の考えを整理、確認し、さらに深化することができます。

●留意点として●

- 事前に複数で視聴し、内容の確認や学習のポイント、話合いの観点等を検討する。
- 画像や音声の乱れ、字幕の有無、機材の操作手順を確認する。
- 内容の解説や補助資料、ワークシートなどを用意し、学習を深める工夫をする。
- 協議が教材やストーリーに対する評論にならないようにする。
- 適切な視聴時間を考え、研修時間が長くなりすぎないようにする。

この冊子の「学習プログラム」の利用について

「学習の流れ」の欄は、参加者の活動について示しています。

「時間」の欄は、導入、展開、まとめとして3つに分け、およその時間配分を示しています。

□の中は、解説や各活動の後まとめなど、ファシリテーターに押さえてほしいことを示しています。

●人権学習プログラム 10 「性的マイノリティについて考え方」（性的マイノリティの人権）

実践する場面

(1) 対象者 行政職員、小・中・高校生の子どもがいる保護者、地域住民等

(2) 所要時間 80分

活動のねらい（ポイント）

(1) 性の多様性について知るとともに、性的マイノリティの人権課題について理解を深める。

(2) 自分の周りにも当事者がいるかもしれないという認識のもと、互いの違いを認め合いながら、他者と共生していくうとする意識を高める。

準備するもの

ワークシート1～2、資料1～3（トイレマークのイラスト、レインボーフラッグ）

進め方（展開例）

時間	学習の流れ（活動・内容）	留意事項	備考（資料）
導入 15分	<p>◆学習の確認（5分）</p> <ul style="list-style-type: none">・研修会のねらい・日程・参加体験型学習における約束 <p>◆アイスブレーキング（10分）</p> <p>「このトイレ、だれのため？」</p> <p>①トイレマークA、Bについて、それぞれのマークを見て感じたことを話し合う。</p> <p>②トイレマークCそれぞれが、どのような人を表すか考え、「どなた」「みんな」の意味を考える。</p> <p>③レインボーフラッグの意味を確認する。</p>	<ul style="list-style-type: none">【参加体験型学習の約束】の内容を伝える。 →P94人程度のグループで行う。資料1のトイレマークを配付、もしくは拡大して提示するとよい。レインボーフラッグについて確認し、活動のねらい（1）を共有する。	<ul style="list-style-type: none">・資料1 →P70
展開 55分	<p>◆アクティビティ1（20分）</p> <p>「性的マイノリティ」について知ろう</p> <p>①セクシュアリティの4要素をもとに性の多様性について確認する。</p> <p>・その人自身の「性のありよう」を「セクシュアリティ」と言い、人格を形成するうえで不可欠な要素であることを知る。</p> <p>・セクシュアリティの4要素</p> <p>「心の性：自分自身で認識している性のこと」</p> <p>「身体の性：生まれもった身体の性のこと」</p> <p>「好きになる性：恋愛や性愛の対象となる性のこと」</p> <p>「表現する性：服装や性格、趣味や振る舞いなどで表される性のこと」</p> <p>・4つの要素は、「男性」と「女性」の二つに分けて考えられがちであるが、実際には「男性」と「女性」の二つに明確に分けることができないものであることを知る。</p>	<ul style="list-style-type: none">・ワークシート1を配付する。	<ul style="list-style-type: none">・ワークシート1 →P68

タイトルの後の（ ）内は、とり扱う主な人権課題を示しています。

「留意事項」の欄は、ファシリテーターの活動について示しています。

「備考」の欄は、準備するものなどを示しています。

＜参考資料など＞は、学習プログラム作成に参考とした資料を示しています。

●本冊子の特徴●

- ワークシートはコピーしてそのまま使えるようにしてあります。
- 人権学習プログラムのアイスブレーキングやアクティビティは、別のプログラムや単独に掲載されているものと入れ換えて使用できるようになっています。

●本冊子を利用する上での留意点●

- 学習プログラムは主に、「かながわ人権施策推進指針（改定版）」に取り上げられている11の人権課題をテーマとしています。参加者に当事者や関係者がいるかもしれませんことに留意し、十分な配慮を心がけましょう。

●人権学習プログラム

1 「児童虐待について考えよう」（子どもの人権）

実践する場面

- (1) 対象者 人権教育担当職員、行政職員等
- (2) 所要時間 75分

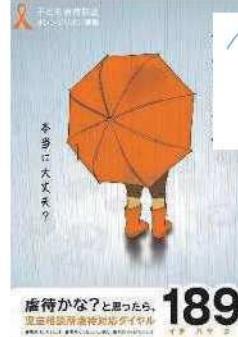
活動のねらい（ポイント）

- (1) 児童虐待について正しく理解する。
- (2) 児童虐待を社会全体の問題と捉え、自分にできることについて考える。

準備するもの

ワークシート、資料1～3、ポスター（提示資料を拡大したもの）、付箋紙、模造紙

進め方（展開例）

時間	学習の流れ（活動・内容）	留意事項	備考（資料）
導入 15分	<p>◆学習の確認（5分）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研修会のねらい ・日程 ・参加体験型学習における約束 <p>◆アイスブレーキング（10分）</p> <p>「うそ？ほんと？」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・グループ内で自己紹介する。その際、名前以外に3つの内容について話すが、そのうちの1つはうそを混ぜる。 （例：好きな食べ物、好きな色、趣味など） <div style="border: 1px solid #00AEEF; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・自己紹介の中で名前以外の内容を聞くことで、より相手を知ることができる。 ・その人から受ける印象やイメージから決めつけた考え方としないことの大切さを確認する。 </div>	<ul style="list-style-type: none"> ・【参加体験型学習の約束】の内容を伝える。 →P9 ・4人程度のグループで行う。 	
展開 50分	<p>◆アクティビティ1（15分）</p> <p>「児童虐待について考えよう」</p> <p>①ポスターの□に入る言葉を考える。</p> <p>②虐待を受けている子どもの気持ちについて、感じたことをグループ内で伝え合う。</p> <p>③虐待の種類と定義について説明を聞く。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ワークシートを配付する。 ・ポスターの「だいじょうぶ♪」を□で隠して提示する。 <div style="text-align: center; margin-top: 10px;">  </div> <ul style="list-style-type: none"> ・資料1を配付する。 ・資料をもとに虐待の種類と定義を説明する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ワークシート →P14 ・提示資料を拡大したもの <p style="text-align: right;">付箋などで隠す</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資料1 →P15

	<p>④児童虐待に係る統計資料をもとに、気づいたこと、考えたことをワークシートに記入し、グループで話し合う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童虐待の定義を理解し、児童虐待が年々増加していること、心理的虐待の件数が多いこと、乳幼児の件数が多いこと等を確認する。 		
	<p>◆アクティビティ2（30分） 「自分にできそうなこと」</p> <p>①事例を読んで、児童虐待が起こる背景としてどのようなことが考えられるか、付箋紙に書き出す。</p> <p>②付箋紙を模造紙に貼り、グループで意見交換をする。</p> <p>③子どもを虐待から守るために、自分に何ができるのか考えて、ワークシートに記入する。</p> <p>④グループ内で一人ずつ発表する。</p> <p>⑤グループで出た意見を全体に発表し、共有する。</p> <p>◆振り返り（5分） ・アクティビティをとおして考えたこと、気づいたことを中心に振り返る。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・資料2と付箋紙、模造紙を配付する。 ・付箋紙を模造紙に貼り、意見交換してもらう。 ・必要に応じて、資料3を配付する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・資料2 →P16 ・付箋紙 ・模造紙 ・資料3 →P17
まとめ 10分	<p>◆まとめ（10分）</p> <p>①学習を振り返って考えたことや感じたことを共有する。</p> <p>児童虐待を、それぞれの家庭や個人の問題として加害者の責任を追及するだけではなく、社会全体の問題としてとらえ、大人一人ひとりの気づきと行動が、子どもの命や安全を守ることにつながることを知る。</p> <p>児童虐待の防止に向けて、まずは自分のできることは何かと考えること、一人ひとりの関心が高まることが大切であるということに気づく。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・活動のねらい（ポイント）を押さえる。 	

<参考資料など>

「子ども虐待防止オレンジリボン運動 公式ポスターコンテスト2020 最優秀賞」

NPO法人児童虐待防止全国ネットワーク（令和2年）

「子どもへの虐待をなくそう！～今、あなたにできことがあります～」

NPO法人児童虐待防止全国ネットワーク（平成28年10月）

児童虐待について考え、できることを考えよう

ポスターの□に入る言葉を考えましょう。



「」

「本当に大丈夫？」

資料1を見て、気づいたこと、考えたことを記入しましょう。

子どもを虐待から守るために、自分にできそうなことを具体的に考えてみましょう。

「私は、

ことが、できそうです。」

児童虐待の種類と定義

(1) 身体的虐待…身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。

子どもは、打撲や骨折、頭部の外傷、やけど、切り傷などを負い、死に至ることもある。周囲からわかりやすく、顕在化しやすいが、加害者は洋服の下の見えない部分に暴行を加える場合もある。

(2) 性的虐待…わいせつな行為をすること又は児童・生徒をしてわいせつな行為をさせること。

子どもへの性交や性的な行為の強要などが挙げられる。本人が告白するか、家族が気づかない顕在化しない。加害者から脅され口止めされているケースも少なくない。幼い子どもは性的虐待だと理解できないこともある。女性から男児に対しても起こる。

(3) ネグレクト…心身の正常な発達を妨げるような著しい減食あるいは放置、その他の保護者としての監護を著しく怠ること。

乳幼児や年齢の低い子どもに起こりやすく、安全や健康への配慮が著しく欠けたために、子どもが死に至ることもある。保護者が、パチンコなどに熱中して子どもを自動車内に放置するといったこともネグレクトに該当する。

(4) 心理的虐待…著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、家庭における配偶者に対する暴力、その他著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

大きな声や脅しなどで子どもを恐怖に陥れること、無視や拒否的な態度をとること、著しく兄弟姉妹間差別をすること、子どもがドメスティックバイオレンスを目撃するなどが該当する。

※平成30年の厚生労働省の報告書によると虐待の加害者で最も多いのは実母で、全体の約5割以上を占めており、3割以上が実父となっている。

令和元年度児童相談所虐待相談受付件数について

神奈川県の児童相談所が受け付けた虐待に関する相談件数です。

5年間の年次推移

平成27年度	3135件
平成28年度	3514件
平成29年度	4190件
平成30年度	5348件
令和元年度	6704件

内容別件数

1 心理的虐待	4192件 (62.5%)
2 身体的虐待	1248件 (18.6%)
3 保護の怠慢ないし拒否	1219件 (18.2%)
4 性的虐待	45件 (0.7%)
計	6704件 (前年度 5348件)

認知に至る経路別件数の割合

1 警察 (45.2%)	2 近隣知人 (14.4%)	3 家族親戚 (12.0%)
4 学校等 (10.2%)		

対象年齢別件数の割合

1 乳幼児 (41.1%)	2 小学生 (35.5%)
3 中学生 (14.5%)	4 中学卒業以上 (8.9%)

児童虐待の事例

身体的虐待の事例

息子の2歳の反抗期頃から我の強さ、わがままに耐えきれず、ぶったり、けったりが始まって、かわいいときと憎らしいときがものすごいギャップのある生活でした。私自身がパニックになって息子をビンタしたりしているときは止められない状態になり、殺してしまうのではないかと思っていました。子どもと対立して、子どもを負かすために殴っていたと思います。

Aさん

心理的虐待の事例

私は25歳です。ずっと、3歳になる娘になぜこんなにも冷たくできるのかと、時折考えていました。娘はおとなしく、親の手をわざらわせることなく、私も普通の親だと思っていた。でも娘が1歳になり、2歳になり、私の小さい頃とだぶって見えてくるようになると、私が小さい頃、私の母に「お前なんか生まれなければよかった」「死んでしまえ」と言葉の暴力を受けていたことを思い出したのです。娘にも同じようなことをしていたのです。

Bさん

ネグレクトの事例

ふたりの子どもがいますが、上の子を、うまく愛せませんでした。下の子と同じように可愛がることも、抱き寄せてやさしくしてあげることもできません。側にこられただけでイヤな気分になったりすることもあります。いまのままでは上の子どもは精神的な面で将来大きな傷になりそうです。どういう風に育児をしていいのか全然見当もつきません。

Cさん

ネグレクトの事例

夫に借金があることがわかり、息子が6か月になった頃から、泣き声が耳につき、だんだんうるさくなりました。息子はいい子なのに、私はミルクをあげるのがおっくうで、お腹がすいて泣くのをほおっておくのです。息子は泣き疲れ、指をしゃぶりながら眠ってしまいます。申し訳なさに涙が出るのですが、また、同じことをしてしまう自分がいます。

Dさん

児童虐待の要因と子どもの命と安全を守るために

情報が氾濫している今、「こうしなければならない」「こうでなければならない」というプレッシャーが親を追いつめ、完璧な親になろうとして、うまく行かずに、子どもにあたってしまうことがあります。夫の生活が仕事中心で育児に協力してくれない、核家族化で親しく相談できる人がいない、など、現代社会が抱えている問題が背景に潜んでいることもあり、児童虐待は、どの家庭でも起こり得ることだと言えます。

虐待を引き起こす要因

虐待の背景は複雑で、親や養育者が抱える事情がいくつも重なって起こります。その要因には、以下のようなことが挙げられます。

- 育児への不安 ● 孤立した子育て ● 子どもの障がいや育てにくさ ● 夫が育児に非協力的
- 夫婦の不和 ● 親自身が自分の親との葛藤を抱えている ● 親自身の虐待を受けた経験
- 経済的に苦しい ● 夫が定職についていない ● 産後うつ病 ● アルコール依存症 など

「児童虐待かな?」と思ったら

ちょっとした「目くばり」「気くばり」で子どもを虐待から救えます。自分の周りで、下のサインが見られたら、様子を見守り、「児童虐待かな?」と思ったら、児童相談所や市町村に通告をしてください。(児童相談所や市町村に虐待が疑われるケースについて連絡することを「通告」といいます。)

- 不自然な傷や打撲のあと
- 着衣や髪の毛がいつも汚れている
- 表情が乏しい
- おどおどしている
- 落ち着きがなく、乱暴になる

- 夜遅くまで一人で遊んでいる
- 一時間以上泣き続けたり、一週間以上毎日泣いているなど心配な様子がある
- 「痛い」「やめて」という声が聞こえる
- 親を避けようとする

児童相談所・市町村への通告は、子どもと保護者に対する「公的支援」のスタートです。

あなたからの通告が、苦しい思いをしている親子が、よき援助者に会えるきっかけになります。

通告は匿名でもできます。

通告をした人が誰かを特定するような情報は、必ず守られます。

結果として虐待でなくても、通告した人が責められることはありません。

虐待ともいえないけれど、ちょっと危なっかしい…

「子どもをひどく怒っている」…など、気になる親子の様子があったら、可能なら声をかけてみましょう。

育児の悩みを話せる相手がいれば、もししたら心が少し穏やかになれるかもしれません。でも、あなたが受け止めきれなかったら、無理することなく、市町村や児童相談所に連絡し、専門職の支援に委ねましょう。

「全国 子育て・虐待防止相談窓口」

● 虐待かなと思ったら…

児童相談所全国共通ダイヤル

☎ 189 (いちはやく)

お住いの市町村の窓口
子ども担当課へ



子ども虐待防止
オレンジリボン運動

「だいじょうぶ」

本当に大丈夫？



虐待かな？と思ったら、**189**
児童相談所虐待対応ダイヤル

●秘密は守られます。●匿名でもかまいません。●無料でかけられます。

イチ ハヤク

認定 NPO 法人 児童虐待防止全国ネットワーク オレンジリボン運動事務局 URL <http://www.orangeribbon.jp> 後援：内閣府、文部科学省、厚生労働省他

「子ども虐待防止オレンジリボン運動 公式ポスターコンテスト 2020 最優秀賞」
NPO 法人児童虐待防止全国ネットワーク（令和2年）

●人権学習プログラム

2 「家庭生活での男女共同参画の実現を考えよう」（女性の人権／男女共同参画）

実践する場面

- (1) 対象者 人権教育担当職員、地域住民等
- (2) 所要時間 80分

活動のねらい（ポイント）

- (1) 社会や自分の中にあるジェンダー意識に気づき、固定的性別役割分担にとらわれることなく、家庭生活の充実のために男女が共同参画していくことが大切であることを知る。
- (2) 家庭生活の男女共同参画の実現のためには、社会生活における男女共同参画社会の推進が必要であることに気づく。

準備するもの

ワークシート1～2

進め方（展開例）

時間	学習の流れ（活動・内容）	留意事項	備考（資料）
導入 15分	<ul style="list-style-type: none">◆学習の確認（5分）<ul style="list-style-type: none">・研修会のねらい・日程・参加体験型学習における約束◆アイスブレーキング（10分） 「ちがいのちがい」<ul style="list-style-type: none">・事例について、「あってもよいちがい」「あってはいけないちがい」「どちらともいえない」どれにあたるかグループで話し合う。	<ul style="list-style-type: none">・【参加体験型学習の約束】の内容を伝える。 →P 9・4人程度のグループで行う。・ワークシート1、2を配付する。	<ul style="list-style-type: none">・ワークシート1、2 →P21、22
展開 55分	<ul style="list-style-type: none">（事例）①子育ては母親の仕事だ。 ②レディースデイはあるが、メンズデイはない。 ③姉は料理の手伝いをお願いされ、弟はされない。・自己紹介を兼ねて、グループ内で協力・相談することで、この後のアクティビティをやりやすい雰囲気にする。・ジェンダーバイアスについて考える。 <ul style="list-style-type: none">◆アクティビティ1（15分） 「ジェンダーバイアスを認識しよう」<ul style="list-style-type: none">①ワークシートの20項目は、社会の中で『女らしさ、男らしさ』のどちらにあてはまると考えられているかグループで考える。②20項目を『自分に当てはまるもの・当てはまらないもの』にわけて、感じたことをグループで話し合う。	<ul style="list-style-type: none">・個人的な考えでなく、社会の中で考えられる『女らしさ、男らしさ』に分類するよう促す。	<ul style="list-style-type: none">・ワークシート1 →P21

	<p>◆アクティビティ2（40分）</p> <p>「家庭生活における男女共同参画を実現させよう」</p> <p>①「自分の家庭に限らず一般に『夫が外で働き、妻が家を守る』べきだと思う」と「女性無業者の就業希望状況」のグラフを見て、女性が働くことについて考える。</p> <p>②各自の考えをグループで報告し合う。</p> <ul style="list-style-type: none"> 固定的性別役割分担の考え方方にとらわれなくなりつつあることに気づき、女性自身の就業希望の状況を知ることにより、女性が働くことについて考える。 <p>③「6歳未満の子どもを持つ夫婦の家事・育児関連時間（1日あたり）」のグラフを見て、感じたことをグループで話し合う。</p> <p>④男性が家事や育児などに関わるために必要なことを個人の努力でできること、社会が改善していくことをグループで話し合う。</p> <p>⑤グループで話したことを全体で共有する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 固定的性別役割分担の考え方方にとらわれない傾向であるが、男性の家事・育児時間は極端に少ないことを知る。 家庭生活への男女共同参画を可能にするためには、職業生活等においても男女共同参画の推進が大切であるとともに、社会が改善する必要性があることに気づく。 	<ul style="list-style-type: none"> 固定的性別役割分担に対する考え方の現状と女性自身の働くことに対する意欲を踏まえて考えるよう促す。 	<ul style="list-style-type: none"> ワークシート2 →P22
まとめ 10分	<p>◆まとめ（10分）</p> <p>①学習を振り返って考えたことや感じたことを共有する。</p> <p>②まとめの話を聞く。</p> <ul style="list-style-type: none"> 自分らしく生きるために、皆がお互いを尊重し、個性と能力を発揮できる男女共同参画社会の実現に向け各自が努力するとともに、仕事と生活の調和が実現できる社会づくりが必要となっていることを知る。 	<ul style="list-style-type: none"> 活動のねらい（ポイント）を押さえる。 	

＜参考資料など＞

「ともに生きる社会 ともに参画する社会へ 神奈川男女共同参画推進プラン（第4次）」

神奈川県福祉子どもみらい局人権男女共同参画課（平成30年3月）

「人権学習ワークシート集Ⅶ－人権教育実践事例・指導の手引き（高校編 第16集）

神奈川県教育委員会教育局行政部行政課・高校教育課（平成31年2月）

家庭生活での男女共同参画を実現させよう

1 ジェンダーバイアスを認識しよう

(1) 次の20のことばや行動は、社会の中では「女らしさ・男らしさ」のどちらにあてはまると考えられていますか。グループで考えて分けてみましょう。

- | | | | |
|--------|------------|-----------|---------|
| 1 活動的 | 2 おとなしい | 3 リーダーシップ | 4 従順、従う |
| 5 経済力 | 6 家事 | 7 弱音を吐かない | 8 強がらない |
| 9 決断力 | 10 人の意見を聞く | 11 度胸 | 12 愛嬌 |
| 13 戰争心 | 14 協調性 | 15 守る | 16 守られる |
| 17 理性的 | 18 感情的 | 19 強い | 20 やさしい |

女らしさ	男らしさ

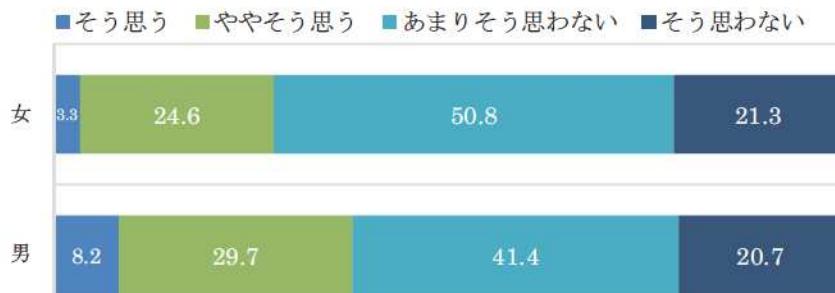
(2) (1) の1~20の項目を「自分にあてはまるもの・自分にあてはまらないもの」についてわけて、感じたことをグループで話し合いましょう。

自分にあてはまるもの	自分にあてはまらないもの

2 「家庭生活における男女共同参画を実現させよう」

(1) 次の①「自分の家庭に限らず一般に、『夫が外で働き、妻が家を守る』べきだと思う」と②「女性無業者の就業希望状況」のグラフを見て、女性が働くことについて考えましょう。

①自分の家庭に限らず一般に、「夫が外で働き、妻が家を守る」べきだと思う（神奈川県）



地域における女性の活躍に関する意識調査（平成27年6月 内閣府）

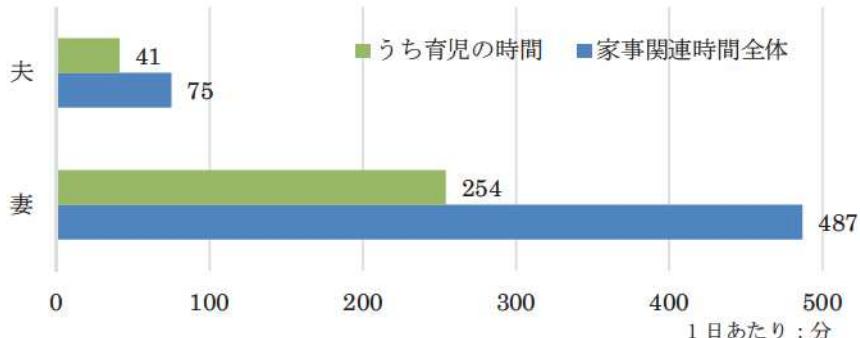
②女性無業者の就業希望状況（神奈川県）



就業構造基本調査（平成29年 総務省）

(2) 次の③「6歳未満の子どもを持つ夫婦の家事・育児関連時間（1日あたり）」のグラフを見て考えましょう。

③6歳未満の子どもを持つ夫婦の家事・育児関連時間（神奈川県）



「社会生活基本調査」（平成28年総務省）

(3) 男性が家事や育児などに関わるために必要なことを個人の努力でできること、社会で改善していくことについて考えましょう。

個 人

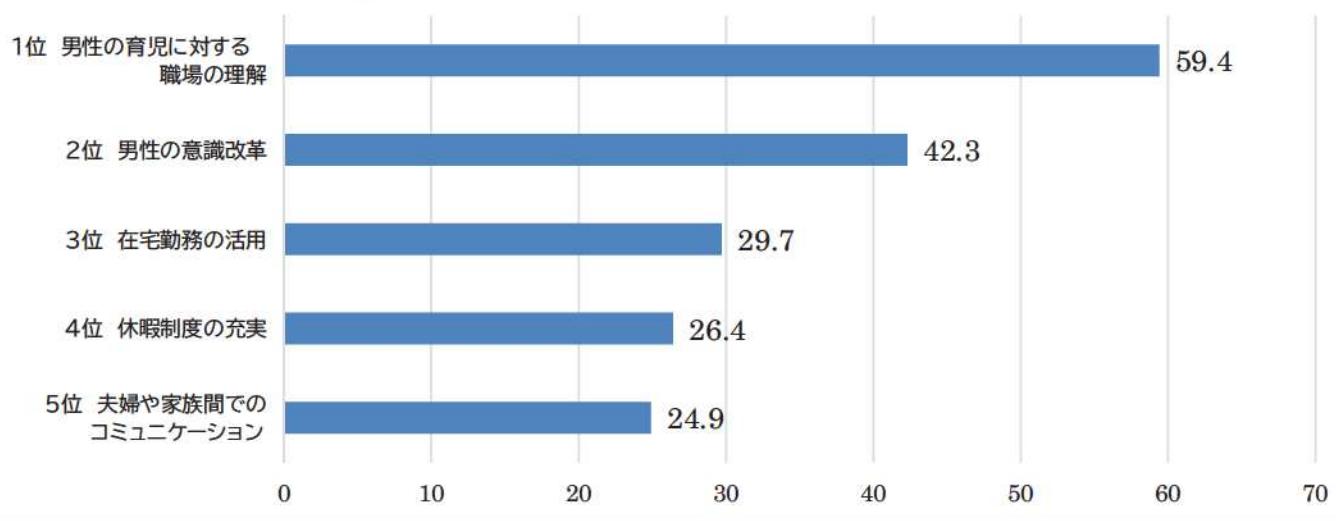
社 会

ワーク・ライフ・バランスをめぐる状況と男女共同参画社会の実現

性別・年齢にかかわらず、誰もが、家庭や職場、地域などにおいて、子育て期、中高年期といった人生の各段階で多様な生き方を選択し、充実した生活を送るために、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）が重要です。長時間労働は、心身の健康を害するリスクを高め、社会の活力を低下させるだけでなく、仕事と家庭の両立を困難にします。

このような長時間労働は、男性の家庭生活への参画を阻み、結果として家事・育児等に関する女性の負担を増加させています。近年では改善の兆しも現れていますが、日本の夫の家事・育児時間は、海外に比べて未だ極端に短くなっています。男性が育児に関わるために必要なことについての神奈川県のアンケートでは、次のようになっています。

男性が育児に関わるために必要なことについて:神奈川県(%)

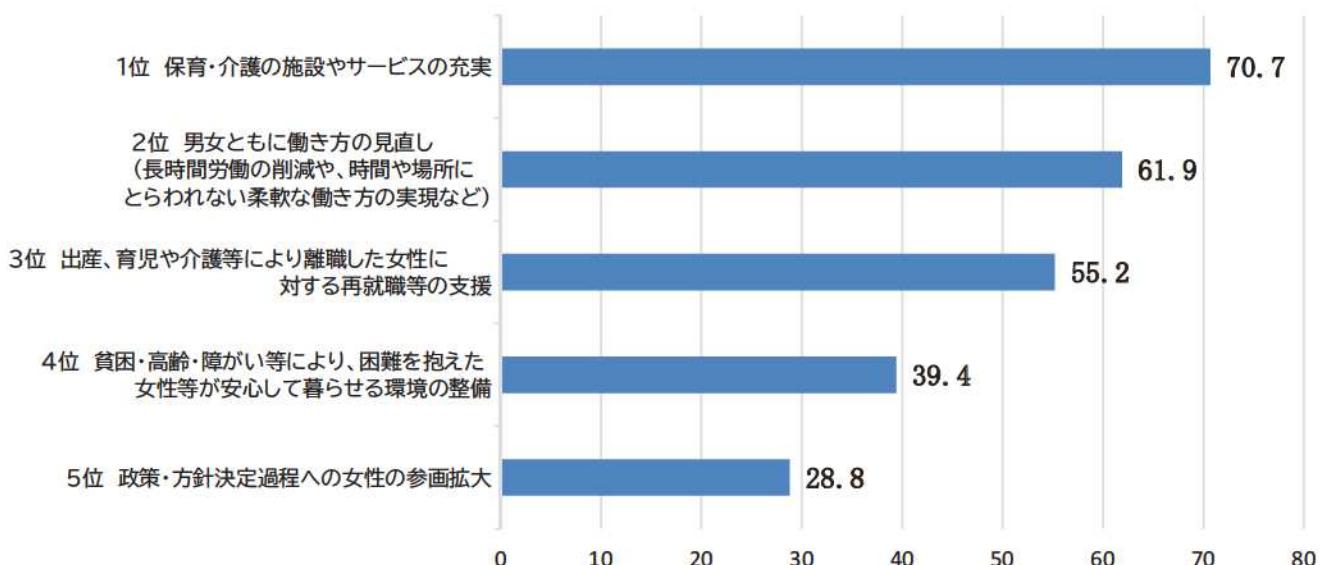


「県民ニーズ調査」(令和2年 神奈川県)

男女ともに多様な生き方を選択できる社会を実現するためには、育児・介護の基盤整備は不可欠です。神奈川県の意識調査の結果でも「保育・介護の施設やサービスの充実」は、男女共同参画社会の実現に向けて最もニーズの高い施策となっています。

近年、晩婚化や晚産化等を背景に、子育てと同時に親の介護を担う、いわゆる「ダブルケア」問題も指摘され、企業をはじめとした育児・介護を支える社会的基盤の整備には一層の充実が求められています。

男女共同参画社会実現のために力を入れるべき施策:神奈川県(%)



「県民ニーズ調査」(平成28年 神奈川県)

アイスブレーキング集

アイスブレーキングには様々なものがあります。このプログラム集では学習プログラムに掲載されている以外のものを紹介します。参加者やねらいに合わせて使用しましょう。

アイスブレーキング1 「エールを送ろう！」

ねらい

- ・人はそれぞれいろいろな不安を持っていることを理解して、相手の困り感を受け入れる。そして、少し勇気を持って、寄り添う気持ちでエールを送る。
- ・協力して活動することで味わう感覚や喜びを共有する。

進め方

- ①4~6人のグループを作り、自己紹介する。
- ②最近「大変だった」「苦労した」ことを考え、話す内容と順番を決める。
- ③グループ内で一人ずつ話す。(一人が話す役、他の人は聞き役)
- ④聞き役は「それは大変でしたね…」など、話す役の人に理解の気持ちを示したうえで、優しくエールの言葉をかける。
- ⑤全員が聞き役として順番にエールの言葉をかける。
- ⑥全員のエールを受けて、話す役が感想を述べる。

(③~⑥の例)

話す役 「実は（ ）でがんばったけれど、なかなか大変なんです。」

聞く役 「それは大変でしたね。（ エールの言葉 ）」

話す役 「ありがとうございます。（ 感想 ）」

- ⑦話す役を交代して、③~⑥をくりかえし、グループ全員で行う。

- ⑧振り返りを行い、感想を発表する。

留意点

- ・人はみなそれぞれ大変だと思うこと、辛いと思うことがある。話を聞いてくれる人がいると安心したり勇気づけられたりする。
- ・どんなふうに、どんな言葉をかけるか、相手の話をしっかり傾聴しながら行うようにする。

エールの例

- ・「あなたなら大丈夫だよ！なぜなら（ ）」
- ・「あなたががんばっているの、知っているよ。」
- ・「応援しているよ！」
- ・「がんばりすぎてない？無理しないでね。」
- ・「あなたのためなら、いつでも力になるよ！」 など。

●人権学習プログラム

3 「『この日常は、異常？』～DVについて考える～」（女性の人権／DV）

実践する場面

(1) 対象者 人権教育担当職員、行政職員、保護者等

(2) 所要時間 75分

活動のねらい（ポイント）

(1) DVは身近に起こり得るものであり、誰もが被害者や加害者になり得ることを認識する。

(2) DVの被害者も支援者も「一人で抱えないこと」が大切だと理解する。

準備するもの

ワークシート1～2、資料1～3、冊子「この日常は、異常でした」（可能であれば人数分）

進め方（展開例）

時間	学習の流れ（活動・内容）	留意事項	備考（資料）
導入 15分	<p>◆学習の確認（5分）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研修会のねらい ・日程 ・参加体験型学習における約束 <p>◆アイスブレーキング（10分）</p> <p>「□の食べ方を語ろう！」</p> <p>①□を食べるときに、最初に食べるところや食べ方についてグループで話し合う。 (例：「たい焼きは頭から食べる」「餃子は醤油と酢をつけて食べる」等)</p> <p>②話し合った感想を全体で共有する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・【参加体験型学習の約束】の内容を伝える。 →P 9 ・4人程度のグループで行う。 ・□は、たい焼きや餃子などの料理や、ご当地の銘菓や特産物など、参加者が考えやすいものを選ぶ。 <p>・自分と異なる意見でも肯定的に受け止め、いろいろな考え方があることを実感する。</p> <p>・食べ方に限らず、考え方は人それぞれ良いものであり、相手の考えを聞かずに自分の考えを押し付ける必要はないことを確認する。</p>	
展開 50分	<p>◆アクティビティ1（20分）</p> <p>「この日常は、異常？」</p> <p>①マンガを読んで、感じたことをワークシートに記入する。</p> <p>②グループで意見交換する。</p> <p>③DVの形態について、ファシリテーターからの説明を聞く。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ワークシート1を配付する。 ・拡大コピーするなどして提示してもよい。 ・資料1をもとにして、身体的暴力を含めたDVの形態について解説する。 <p>・DVの形態とその主なものについて知る。</p>	<p>・ワークシート1 →P27</p> <p>・資料1 →P29</p>

	<p>◆アクティビティ2（30分）</p> <p>「それってだれのため？」</p> <p>①～③それぞれ、ワークシートに記入した後、グループで意見交換する。</p> <p>①マンガの続きを予想し、今後の影響について考える。</p> <p>②DVが起きる原因について考える。</p> <p>③自分の身近で、マンガのような状況があったり、相談されたりした場合の、支援のあり方について考える。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ワークシート2を配付する。 ・①～③まで同じ流れで行うことを確認する。 ・資料2をもとに、心身や生活、子どもへの影響について補足する。 ・資料2をもとに、誰もが被害者や加害者になり得ることを確認する。 ・被害者も支援者も一人で抱えないことを確認する。 ・資料3をもとに、相談窓口について紹介する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ワークシート2 →P28 ・資料2 →P30 ・資料3 →P31
まとめ 10分	<p>◆まとめ（10分）</p> <p>①学習を振り返って考えたことや感じたことを共有する。</p> <p>②まとめの話を聞く。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・マンガをとおして、誰もがDVの被害者や加害者になり得ることを認識する。 ・DVの被害者も支援者も「一人で抱えないこと」が大切だと理解する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・活動のねらい（ポイント）を押さえる。 	

＜参考資料など＞

「この日常は、異常でした」神奈川県福祉子どもみらい局人権男女共同参画課（令和2年3月）

「パートナーからの暴力に悩んでいませんか」かながわ男女共同参画センター（令和2年7月）



この日常は、異常？

1 右のマンガを読んで感じたことを記入しましょう。

①ある女性の場合

②ある男性の場合

「この日常は、異常でした～見つめ直す、パートナーとの関係～」
神奈川県福祉子どもみらい局人権男女共同参画課

ワークシート2

それってだれのため？

- ① 右のマンガの続きを予想し、今後の影響について考えられることを記入してください。



- ② パートナーとこのような関係になる原因はどうなことが考えられるでしょうか。

- ③ この女性は「大丈夫、殴られているわけじゃないしいし…」と言います。あなたの周りにいたり、相談されたりしたら、どう声をかけ、どう支援したらよいでしょうか。

「この日常は、異常でした～見つめ直す、パートナーとの関係～」
神奈川県福祉子どもみらい局人権男女共同参画課

パートナー間での暴力や暴言をDVといいます。 パートナーとの関係をチェックしてみましょう。

こんなことをされていない？こんなことをしていない？

- 怒鳴る、高圧的にものを言う
- 「何もできないくせに」等、人格を否定するようなことを言う
- うまくいかないことを全て相手のせいにする
- 「死んでやる」「別れる」「子どもの親権は渡さない」などと脅す
- 長時間無視する
- 物を投げたり、壊したりする

精神的
(心理的)
暴力



- 生活費を渡さない
- 借金を重ねる

経済的
暴力



- 携帯をチェックしたり、行動を厳しく監視する
- 友人とのつきあいや外出を制限する
- いやがっているのに性行為を強要する
- 避妊に協力しない

社会的
暴力



こんな影響がでていない？

- 常に相手の機嫌をうかがってしまう
- 相手と一緒にいると苦しい
- 相手が怒るのは自分が悪いからだと思う
- 気分の落ち込み、うつ、不眠、食欲不振等、心身に不調がでている

心身
への
影響



- 子どもが親の顔色をうかがうようになった
- 子どもが暴力的になった

子ども
への
影響



！ 子どもが同居する家庭におけるパートナーに対する暴力(面前DV)は、児童虐待(心理的虐待)にあたります。

「この日常は、異常でした～ 見つめ直す、パートナーとの関係～」

神奈川県福祉子どもみらい局人権男女共同参画課

10

※ 男性から女性に対しての暴力だけでなく、ワークシート1のマンガで見られるように、女性から男性に対する暴力や、また、同性間での暴力もDVとなります。

DVについて

暴力はどのように起きているのか

被害経験のある女性は31.3%で、約3人に1人は配偶者から被害を受けたことがある。被害の内容は「身体に対する暴行を受けた」女性は19.8%、うち5.3%は何度も被害を受け、「精神的いやがらせや恐怖を感じるような脅迫を受けた」女性は16.8%、うち7.8%は何度も被害を受けた。さらに「経済的圧迫を受けた」10.0%、「性的強要を受けた」9.7%となっている。また、どこにも相談しなかったのは38.2%。多くの女性が相談できない状況にある。

(内閣府「男女間における暴力に関する調査」平成29年)

ドメスティック・バイオレンス(DV)の背後にあるもの

①暴力の本質

【社会の根底にある誤った認識】

男女の経済格差、社会的地位の差、固定的な性別役割分担意識、女性差別の意識、妻への暴力は許される等

【立場の弱い女性への力と支配】

社会的に立場の強い男性が、体力、経済力、社会的信用などのパワー(力)を背景に、様々な暴力を巧妙に使い分ける。

②暴力に支配され、孤立する女性の生活

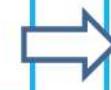
不安、緊張、恐怖(いつ暴力をふるわれるか、逆らったり逃げたりすると更に暴力)



言動を自ら制限、畏縮する。社会から孤立し、逃げる気力と機会を失う。



無力感から、感受性を麻痺させて現状に適応し、暴力をふるう男性が望むことを最優先して行動する。



ますます暴力に支配され、暴力から逃げ出せなくなる。

③暴力からの避難を妨げる社会的要因

誤った社会の通念や意識、経済的自立が困難なことなど、女性を取り巻く様々な見えない壁が、女性が暴力から避難するのを躊躇・あきらめさせる原因となっている。このため、DVへの対応を遅らせ、被害を拡大させる原因にもなっている。

心身や生活、子どもへ広範囲に及ぶDVの影響

トラウマ(心の傷)、PTSD
(心的外傷後ストレス障害)

不眠、頭痛、下痢、
胃痛など身体的症状

自らの命を絶つ、思い余って加害者を殺害することもある。

性的暴力による望まない妊娠や中絶。妊娠中の暴力は、流産や死産との関連性もある。

仕事を続けられなくなる。人間不信で対人関係に悪影響。自己評価が低くなる。

児童虐待防止法では、子どもの面前でのDVは、子どもへの虐待としている。DVを目撃した子どもは情緒不安定になり、成長して自らも暴力をふるうようになる危険性もある。

【参照】「パートナーからの暴力に悩んでいませんか」かながわ男女共同参画センター(令和2年7月)

支援のあり方について考える

あなたが相談されたら

- 話をありのままに受け止め、被害者であれば「あなたは悪くない」と声を掛ける。
- DVについての支援・相談機関の情報を提供する。
- 緊急の場合は個人で解決しようとせず、女性のための相談機関や警察署に相談する。
- 暴力を受けている人を発見した人は、配偶者暴力相談支援センターや、警察に通報する。
- 医師や医療関係者も、配偶者暴力相談支援センターや、警察に通報することができるので、けがをした場合には、安心して医師の診断を受けるよう勧める。
- 社会全体で解決すべき問題。どんな暴力も許さない！という、一人ひとりの決意が重要。

【参照】「パートナーからの暴力に悩んでいませんか」かながわ男女共同参画センター（令和2年7月）

神奈川県のDV相談窓口

- 一人で悩まずに、下記へご相談ください。（相談無料、秘密厳守）
- 被害者が男性でも女性でも、また同性間の相談であってもお受けすることができます。
- 緊急の場合は、110番または最寄りの警察署へご相談ください。

女性のためのDV相談	
0466-26-5550 月曜から金曜：9時から21時 土曜・日曜：9時から17時 (祝日を除く) ※面接相談は要予約	
<p>女性への暴力相談週末ホットライン</p> <p>045-451-0740</p> <p>土曜・日曜：17時から21時 祝日：9時から21時</p>	<p>多言語による相談 英語、中国語、韓国・朝鮮語、スペイン語 ボリガル語、タガログ語、タイ語、ベトナム語</p> <p>090-8002-2949</p> <p>月曜から土曜：10時から17時 ※面接相談は要予約</p>
<p>男性被害者のための相談</p> <p>0570-033-103</p> <p>月曜から金曜：9時から21時 (祝日を除く) ※面接相談は要予約</p>	<p>DVに悩む男性のための相談</p> <p>0570-783-744</p> <p>月曜・木曜：18時から21時 (祝日を除く)</p>
かながわDV相談LINE (女性対象)	
 LINE ID @kanagawa-dv	火曜・木曜・金曜・土曜：16時から21時 (祝日を除く)

(年末年始は除きます)

●人権学習プログラム

4 「あなたならどう伝えますか」（障がい者の人権）

実践する場面

(1) 対象者 人権教育担当職員、行政職員、保護者、地域住民等

(2) 所要時間 90分

活動のねらい（ポイント）

障がい者のおかれている現状を知り、障がい者の立場に立った支援について考える。

準備するもの

ワークシート1～3、資料

進め方（展開例）

時間	学習の流れ（活動・内容）	留意事項	備考（資料）
導入 15分	<p>◆学習の確認（5分）</p> <ul style="list-style-type: none">・研修会のねらい・日程・参加体験型学習における約束 <p>◆アイスブレーキング（10分）</p> <p>「知っていますか？ このマーク」</p> <p>①障がい者に関するマークで知っているものを挙げる。</p> <p>②個人で、ワークシート1について答える。</p> <p>③グループで、答合せをする。</p> <p>④ファシリテーターから、答えや解説を聞く。</p> <p>・マークの意味を理解しておくことは、互いのコミュニケーションを容易にするばかりではなく、相手の人権を尊重することにもつながることに気づく。</p>	<ul style="list-style-type: none">・【参加体験型学習の約束】の内容を伝える。 →P 9・4人程度のグループで行う。・障がい者に関するマークで思いつくものが何があるか問い合わせる。・ワークシート1を配付する。・答合せをしながら、気づいたことを伝え合うよう促す。	・ワークシート1 →P 34
展開 65分	<p>◆アクティビティ1（25分）</p> <p>「これって、どう？」</p> <p>①個人で、ワークシート2にある3種類の事象について、自分の考えを上段に記入する。</p> <p>②グループで、①について、その理由も含めて意見交換をする。</p> <p>③グループで出た意見を全体に発表し、共有する。</p> <p>④ファシリテーターの話を聞く。</p> <p>・「不当な差別的扱い」「合理的配慮」についての理解をとおして、すべての人が、障がいのあるなしに関わらず、安心して暮らせる環境を整備していくことの大切さに気づく。</p>	<ul style="list-style-type: none">・ワークシート2を配付する。・意見交換や発表の際、気づいたことがあれば、下段に書き入れるよう伝える。・不当な差別的扱い、合理的配慮について、解説をもとに説明する。	・ワークシート2 →P 35

ワークシート2 解説

①身体障害者補助犬法では、公共の施設や公共交通機関だけでなく、スーパー、ホテル、飲食店などの一般的な施設にも、障がい者が同伴する盲導犬、介助犬、聴導犬（総称して、「身体障害者補助犬」）について受け入れが義務づけられています。

②学校は、障がいのある児童・生徒に対し、均衡を失した場合や過度の負担になる場合などにおいて、合理的配慮を行わなければなりません。また、障がいのあるなしに関わらず、外国につながりのある児童・生徒などへの配慮も必要です。

③公共施設においては、障がい者に対し、合理的配慮を行わなければなりません。ただし、減免措置に関しては、障がい者手帳等の提示がない場合は、障がいの有無を確認できないことから、減免措置を講じられない場合もあります。

◆アクティビティ2（35分）

「あなたならどう伝えますか」

- ①個人で、ワークシート3にある事例1の会話の空欄部分について考える。
- ②役割を決め、ロールプレイを行う。
- ③グループで、事例1について、意見交換をする。
- ④事例2、事例3についても同様に行う。
- ⑤グループで出た意見を全体に発表し、共有する。
- ⑥ファシリテーターの話を聞く。

・ワークシート3を配付する。

・事例1～3をとおして、全員が役割を体験できるよう促す。

・資料をもとに解説する。

・ワークシート3
→P36

・資料
→P37

- 相談者や助言者の立場から障がいのある人に対する偏見や差別についてふれ、障がい者の立場に立った支援について理解する。

◆振り返り（5分）

- ・アクティビティをとおして考えたこと、気づいたことを中心に振り返って書く。

・ワークシートに記入してもらう。

まとめ
10分

◆まとめ（10分）

- ①学習を振り返って考えたことや感じたことを共有する。
- ②まとめの話を聞く。

・活動のねらい（ポイント）を押さえる。

- ・障がい者のおかれている現状を知り、障がい者の立場に立った支援の大切さに気づく。

＜参考資料など＞

「みんなでつくる人権学習～さいしょのタネをわたしますか～Part2」

高知県教育委員会（平成17年3月）

「地域における人権教育の推進をめざして ライフステージに応じた参加体験型人権学習実践事例集」

兵庫県教育委員会（平成19年3月）

知っていますか？ このマーク

<考えてみましょう>

次の①～⑧のマークを見かけたことがありますか？

それぞれ何を意味しているか、下の□の中から選び、記号で答えましょう。

また、見かけたことがあれば、どこで見かけたのか思い出して考えてみましょう。

①



②



③



④



⑤



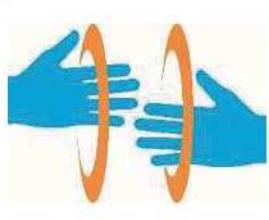
⑥



⑦



⑧



【答え】

①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧

ア【耳マーク】聞こえが不自由なことを表し、聞こえない人・聞こえにくい人への配慮を表す。

イ【身体障害者マーク】肢体不自由であることを理由に免許に条件を付されている方が運転する車に表示する。

ウ【盲人のための国際シンボルマーク】盲人のための世界共通のマーク。

エ【ヘルプマーク】内部障がいや難病等、外部からわからなくても援助や配慮を必要としている方々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることができる。

オ【ハート・プラスマーク】心臓疾患など、身体内部に障がいがある人を表す。

カ【聴覚障害者マーク】聴覚障がいであることを理由に免許に条件を付されている方が運転する車に表示する。

キ【ほじょ犬マーク】身体障害者補助犬（盲導犬・介助犬・聴導犬）法の啓発のためのマーク。

ク【手話マーク】耳が聞こえない人が手話でのコミュニケーションの配慮を求めるときに提示したり、窓口など手話による対応ができるところが提示したりできるマーク。

内閣府ホームページ「障害者に関するマークの一例」より

【正解】

①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧
ウ	エ	キ	イ	オ	カ	ア	ク

これって、どう？

次の①～③に書かれている事象について、あなたはどう考えますか。
あなたの考えを、理由も合わせて書いてください。

事象	あなたの考え方・理由
① あるレストランでは、盲導犬とは一緒に入れるが、ペットの犬とは一緒に入れない。 	<考え方・理由> <意見交換をして気づいたこと>
② 先生が宿題のプリントを配付するとき、発達性ディスレクシアのAさんには、皆と違うAさん用のプリントを配付した。 	<考え方・理由> <意見交換をして気づいたこと>
③ ある公共施設の入場料は、障がい者手帳を見せると免除されるが、見せない人は免除されない。 	<考え方・理由> <意見交換をして気づいたこと>

※発達性ディスレクシアとは

発達性ディスレクシアとは、知能や、聞いて理解する能力には問題がないとしても、読み書きに、特に困難を示す発達障がいの1つです。練習しても音読ができないとか、音読ができてもスピードが遅いとか、漢字や仮名の形を思い出すことが難しい場合もあります。見えた文字を音に変換する情報処理が大変なので、文字が増えたり小さくなったりしたときに、ストレスで歪んだり線に見えてきたりすることもあります。

「あなたならどう伝えますか」

「　　」(カッコ) のあいている箇所に、あなたならどう発言するかを書き入れてください。障がいのある人が抱えている不安や合理的配慮について考えて書きましょう。

事例1

授業参観の日に、保護者が廊下で話をしています。

Aさんの母 「うちの子は落ち着きがありませんが、友だちが大好きなんです。

　　このままこのクラスで、みんなと一緒に体験を積ませたいのです。」

Bさんの母 「でも、Aちゃんのせいで、うちの子は落ち着いて勉強ができないんですよ。」

Cさんの母 「

事例2

ある会社の「お客様相談窓口」に、聴覚に障がいのあるDさんが、手話通訳者のEさんを介して問合せをしました。

手話通訳者 「聴覚に障がいのあるDさんに代わって電話をしている手話通訳のEと申します。△△△△について教えていただきたいのですが。」

窓口担当者 「失礼ですが、ご本人ではないですよね。当社では、ご本人以外の方とは、お話しできないきまりになっています。」

手話通訳者 「

」

事例3

あるテーマパークで、人気アトラクション待ちの客が長い列を作っています。そこへ、休憩所で順番待ちをしていた車いすの客がやってきて、アトラクションの中へ入っていきました。

F 「こっちは、ここで30分以上待っているのに、不公平な気がするな。」

G 「そうかなあ。」

F 「順番に並ぶべきだよ。」

G 「

」

振り返り～アクティビティをとおして考えたこと、気づいたこと～

事例1

発言例：「うちの子は、Aさんがいるとクラスが明るくなるって言っています。」
(Aさんのよいところや頑張っているところを伝えるようにする。)

平成23（2011）年に、「障害者基本法」が改正され、「全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現する」ことが目的とされました。

そこで、障がいや障がい者を正しく理解するとともに、人間が生まれながらにもっている権利が擁護され、誰もが自己選択や自己決定を尊重される地域社会の実現をめざすことが大切です。

事例2

発言例：「Dさんもサービスが利用できるように、責任者の方に今一度確認いただき、手話通訳者のサポートによる電話を認めていただくな、もしくは、メールやFAX等によるサービス利用の方法を紹介いただけませんか。本人確認ができないことがご心配なのであれば、事前に必要な手続きをお示しいただけるとよいと思います。」

障害者差別解消法では、差別を解消する措置として、行政機関や事業者については障がいのある方への「不当な差別的取扱いの禁止」、「合理的配慮の提供義務（事業者は努力義務）」が示されています。また、個人情報保護法上は本人の同意がある場合には、第三者に個人情報を提供することについて問題がありません。

この事例においても、本人の確認について合理的な配慮なく一律に拒絶していることに問題があります。事前に必要な手続きを示してもらい、手話通訳者によるサービスの利用ができるようになります。メールやFAXでの利用など、文字をとおしての問合せを可能にしてもらったりするといった方法も検討してもらえるよう伝えることも大切です。

事例3

発言例：「車いすの人は、きちんと順番を守っていると思うよ。それに、ここで待っていたら、疲れてしまうかもしれないから、休憩所で待てることは素晴らしいサービスじゃないかな。」

テーマパークの中には、障がい者だけでなく、妊娠中や高齢の方など、（一時的に）体の機能が低下している方に対し、本人が長時間列に並ぶことが困難な場合には、列以外の場所で待機することを認めているところもあります。

<障がい者の立場に立った支援とは・・・?>

周りの人から見て、手伝った方が良い状況だと判断しても、その人に確認をしないで勝手に手伝うということは、かえってその人に対するおせっかいな行為（過剰な支援）となってしまうかもしれません。

あなたが手伝った方がよい状況だと判断したら、「お手伝いしましょうか。」と、ぜひ、一言本人に確認してからお手伝いすることが大切です。

●人権学習プログラム

5 「あなたはどうする！？～それぞれの立場で考えてみよう～」（高齢者の人権）

実践する場面

- (1) 対象者 人権教育担当職員、行政職員、社会教育施設職員等
- (2) 所要時間 80分

活動のねらい（ポイント）

- (1) 高齢者自身の願いや悩みについて具体的な考えを深める。
- (2) 高齢者とその家族、それぞれの人権を尊重しようとする意識を育成する。

準備するもの

ワークシート1～2、資料、配役カード

進め方（展開例）

時間	学習の流れ（活動・内容）	留意事項	備考（資料）
導入 15分	<p>◆学習の確認（5分）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研修会のねらい ・日程 ・参加体験型学習における約束 <p>◆アイスブレーキング（10分）</p> <p>「知っているかな？正解探し」</p> <p>6つの文章の中から正解を見つける。</p> <p>※⑥はその人によって答えが違うことがある、と確認できる問題に変えててもよい。</p> <p>（例：「高齢者になったときの私の生きがいは、山登りだ。」</p> <p>「定年後も働きたい。」など）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・【参加体験型学習の約束】の内容を伝える。 →P9 ・ワークシート1を配付する。 ・4人程度のグループで行う。 ・高齢者についての情報を提供し、人によって考えが違う問題があることも押さえる。 <p>・クイズによって高齢者的人権について考え、視野を広げる。</p> <p>・話しやすい雰囲気を作るが、その人によって考えが違う場合があることも確認する。</p>	<p>・ワークシート1 →P40</p> <p>・資料 →P42</p>
展開 55分	<p>◆アクティビティ1（25分）</p> <p>「隣のおじいさんは」</p> <p>①「最近見かけなくなった近所のおじいさんがいる。その原因や背景」について、考えられることを個人でワークシートに記入する。</p> <p>②グループで意見交換する。</p> <p>③「自分が高齢者になったとき、どんな暮らししたいか。また、高齢者の悩みにはどんなものがあるか。」を考え、ワークシートに記入する。</p> <p>④グループで意見交換する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・正解はないので、意見交換ではお互いの意見を尊重し合うように促す。 ・自分が高齢者になったときのことを想像して考えるよう促す。 <p>・高齢者を取り巻く環境について考え、高齢者に関わる問題には様々なものがあることに気づく。</p> <p>・自分が高齢者になった時のことを考え、高齢者自身の願いや悩みについて具体的な考えを深める。</p>	<p>・ワークシート1 →P40</p>

	<p>◆アクティビティ2（30分）</p> <p>「もしも私が家族なら」</p> <p>①「買い物に出かけようとする高齢者と同居する家族」の状況を確認し、配役カードを受け取る。</p> <p>②カードに書かれた人の思いをもとにして、食卓の場でどんな声掛けをするか、自分のセリフを考える。</p> <p>③グループ内でロールプレイを行う。</p> <p>④配役カードに書いてあった内容を明かして、グループ内で意見交換する。</p> <p>◆振り返り（5分）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アクティビティ1、2をとおして考えたこと、気づいたことを中心に振り返る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ワークシート2と配役カードを配る。書いてある思いや背景に即してセリフを考え、演じてもらう。 <p>※カードは他の人には見せないことを伝える。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・言われた感想や他の人のセリフについて振り返り、感想を話し合ってもらう。 <ul style="list-style-type: none"> ・ロールプレイでの言動が、アクティビティ1と重なる部分について着目させる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ワークシート2 →P41 ・配役カード →P42
まとめ 10分	<p>◆まとめ（10分）</p> <p>①学習を振り返って考えたことや感じたことを共有する。</p> <p>②まとめの話を聞く。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・活動のねらい（ポイント）を押さえる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者も家族も、それぞれの幸せを考え、お互いの意見が尊重されることが大切であると気づく。

＜参考資料など＞

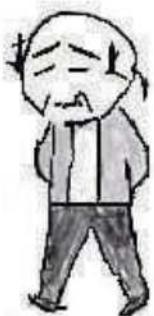
「社会教育における人権学習の手引」滋賀県教育委員会（平成26年3月）

アイスブレーキング「知っているかな？正解探し」※右の空欄に○×を記入してください。

①高齢者とは、 <u>65歳以上</u> のことである。		②国民の休日の一つである敬老の日は、 <u>9月15日</u> である。	
③神奈川県の高齢化率は、 <u>およそ25%</u> である。		④高齢者の中で、介護を要する人の割合 は、 <u>およそ5%</u> である。	
⑤一人暮らしの高齢者の割合は、 <u>およそ36%</u> である。		⑥自分が高齢者になった時に介護しても らうなら、 <u>家族よりヘルパー</u> だ。	

アクティビティ1 「隣のおじいさんは」

1 隣のおじいさんはよく散歩に出ていたのに、最近は外で会うことがなくなりました。おじいさんはどうされたと思いますか。



2 あなたが高齢者になったとき、どんな暮らしがしたいですか。また、高齢者の悩みにはどんなものがあると思いますか。

アクティビティ2 「もしも私が家族なら」

降り続いている雨が止んだある日の朝の食卓。

おばあちゃんが

今日は晴れているから買い物に行こうかな。

と言いました。



おばあちゃんも含め、家族はそれぞれ
言いたいことがあるようです。

「買い物に出かけようとする高齢者と同居する家族」の状況を確認し、配役カードを受け取り、カードに書かれた人の思いをもとにして、食卓の場でどんな声かけをするか、自分のセリフを考えましょう。

私は（ ）です。
(セリフ)

ロールプレイをやってみて気づいたこと

アイスブレーキング「知っているかな？正解探し」答え

- ①高齢者とは、65歳以上の人 → ○ 75歳以上で後期高齢者ともいう。**
- ②敬者の日は、9月15日 → × 9月の第3月曜日**
※ 敬者の日のもとになった「老人の日」が9月15日（同月21日までの1週間は「老人週間」）
- ③神奈川県の高齢化率は、およそ25% → ○ (令和2年1月1日現在) 25.4%**
※ 高齢化率とは総人口に占める高齢者の割合のことだが、令和27年には35%になる予測
- ④高齢者の中で介護を要する人の割合は、およそ5% → ×**
※ 被保険者のうち、要介護認定を受けた人の割合は、65～74歳ではおよそ3%で、75歳以上になると、およそ23%に上昇する。（令和2年版 内閣府 高齢社会白書）
- ⑤一人暮らしの高齢者の割合は、およそ36% → ○**
※ 世帯主が65歳以上の世帯のうち一人暮らしの割合。令和22年には44%に！
(平成31年4月 国立社会保障・人口問題研究所)
- ⑥自分が高齢者になったときに介護してもらうなら、家族よりもヘルパーだ
→ ○×どちらとも言える。その人によって考えは違う。**

アクティビティ2 「もしも私が家族なら」

それぞれの思いが書かれた配役カード

※印刷して切り離すなどしてご活用ください。

おばあちゃん

好きな買い物に出たい。趣味の○○の材料を買いたい。（それと家族のために、たい焼きを内緒で買って、食べさせてあげたい。）

子の配偶者

最近は雨がずっと続いていたので、外出は気分転換になる。たまには好きな買い物をさせてあげたい。

子

すこし前に、散歩していて転んでしまったので、止めたい。それに、この前みたいに、また同じものをいくつも買ってきてしまうのでは。

孫

家の近くは交通量が多く、歩道がない場所も多いので、危ないから止めたい。友だちと約束があって、一緒にやってあげることもできない。

アイスブレーキング集

アイスブレーキング2 「エアキャッチボール」

ねらい

- ・自分を表現し、他者の考えを受け入れることによって、互いに尊重し合う心を育む。
- ・協力して活動することで味わう感覚や喜びを体感する。

進め方

①4~6人のグループを作り、自己紹介する。

②グループで仮想のキャッチボールをするためのボール・ものを決める。

③仮想のキャッチボールを行う。

④振り返りを行い、感想を発表する。

例：野球ボール、卓球の玉、
紙風船、ボーリングの玉、
すいか、生たまご など

留意点

- ・イメージの違いは誰にでもある。無理に合わせようとせず、お互いの言動を尊重しながら行う。

アイスブレーキング3 「芝生に寝転んだら…」

ねらい

- ・自己紹介をとおして話しやすい雰囲気を作り出し、お互いを知るきっかけとする。
- ・自分を表現すること、他者の考えを受け入れることによって、互いに尊重し合う心を育む。

進め方

①4~6人のグループを作る。

②芝生に寝転んだ子どもの頃の自分を想像しながら、「芝生に寝転んだら…」に文を続けて、順番に自己紹介する。

(例) 芝生に寝転んだら… 「高い空に、雲が次から次へと流れていた」「つい寝てしまった」「バッタが足にとまった」「ごろごろ転がり始めた」「雨が降ってきた」「家の人がもうご飯だよと言って迎えに来た」

③なぜその答えにしたのか、子どもの頃の思い出など、お互いに話を聞き合う。

④振り返りを行い、感想を発表する。

留意点

- ・考え方や思い出は人それぞれのものであり、だれも否定することはできないことを理解する。
- ・はじめにファシリテーターが例を示すと良い。
- ・思いつかない場合には「想像で構わない」ことを伝え、明るい雰囲気で行う。